

大連市における人材に関する優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成
2012年4月

対象	1 高技術人材	2 高技術人材	3 高技術人材	4 高技術人材	5 高技術人材
政策名	「大連市招聘人材の諸規定（2011改定）」	「大連市のソフトウェア及びサービスアウトソーシング産業の発展をより一層推進することに関する諸規定」	「大連市人民政府の技能人材チーム設立の更なる強化実施についての意見」	「大連市のハイレベル専門職団の建設を強化することに関する諸意見」	「大連市人材招聘戸籍移転暫定規定」
主管部門	申請機構 各区市県人民政府及び戸籍管理部門 各先導区管理委員会及び戸籍管理部門 大連市科学技術局（課題申請）	申請機構 企業所在地の区市県（先導区）情報産業主管部門 その他主管部門 大連市経済及び情報化委員会 大連市財政局	申請機構 大連市人的資源と社会保障局	申請機構 大連市人的資源及び社会保障局	申請機構 各区市県人民政府及び戸籍管理部門 各先導区管理委員会及び戸籍管理部門
政策の主要内容及び要旨	<p>(一) ハイテク成果の転化に従事する海外留学生が当市で取得した給料について、海外での収入とみなすことができる。</p> <p>(二) 招聘人材の住居は、雇用会社が優先して通貨手当の方式で解決する。雇用会社は大連市以外から関連規定を満たす在職中の国内外のハイレベル人材は市政府が支給する一括的な赴任手当を享受することができる。</p> <p>(三) 招聘人材の科研課題は市科技局、財政局に立案を申請し、また科研経費を優先的に手配することができる。</p> <p>(四) 招聘人材が本市で形成した職務上の科技成果について、持株の形で企業内で転化させる場合、企業は当該科技成果を価格に算定して持株参画にする持株の30%を奨励として成果の完成者と主要参加者に与える。技術方式で科技成果を他人に供与して実施する場合、譲渡の純収入から30%を下回らない分を奨励として成果の完成者に与える。</p> <p>(五) 博士研究員は在職の2年間に、市政府は項目の開始補助金として一人当たり毎年2万円を与える。</p> <p>(六) 招聘人材の戸籍転入制限を廃止する。</p>	<p>(一) ソフトウェア及びサービスアウトソーシング業務に従事する高級人材を奨励する。企業が負担する従業員の各種社会保険料に対し優遇政策を与える。</p> <p>(二) 企業が海外又は大連市以外から初めて大連で就職する高級エンジニア又は管理者を招聘した場合、赴任手当で3万円を一括して支給する。</p> <p>(三) ソフトウェア及びサービスアウトソーシング従業員の子向けの小中学校を建設し、ソフトウェア及びサービスアウトソーシング従業員の子女及び周辺適齢学童の就学を保証する。</p> <p>(四) 各区市県政府と先導区管理委員会はソフトウェアエンジニアマンションの建設を早め、ソフトウェア及びサービスアウトソーシング従業員に対し優遇条件を付加した住宅を供給する。</p> <p>(五) 企業が大学・高等専門学校又は教育訓練機構と共同で人材教育訓練を実施したり、カリキュラムの導入、資格の取得教育訓練と導入を行った場合、プロジェクトの実状に合わせ、実際に発生した費用の50%を超えない補助金を市の特定資金から支給する。</p> <p>(六) 条件を満たしたサービスアウトソーシング企業が、大学卒の人材を採用し、1年以上の労働契約を結んだ場合、1人あたり4,500元を超えない教育訓練費用を支給する。</p>	<p>技能人材の育成</p> <p>(一) 企業に対して規定によって従業員教育経費を計上し使用し、従業員が「大連市希少職業（職種）目録」内の項目の昇格訓練を受けてから取得した職業資格3級及びそれ以上の証書を取得する場合、企業教育費と鑑定費補助を与える。</p> <p>(二) 市政府は定期的に「大連市企業従業員訓練先進機関」の選抜表彰イベントを開催し、当選企業の従業員に教育経費の奨励金を与える。</p> <p>(三) 当市の職業教育基地内の職業学校及びその他市政府が重点として建設する職業学校で学習し、「大連市希少職業（職種）目録」に規定された専門高級工及びそれ以上のレベルの全日制在籍の学生に対して、規定した基準により学費を全額補助する。</p> <p>技能人材の待遇の向上</p> <p>(一) 2年に1度全市の傑出した貢献をした高技能人材と技術達人の選抜表彰イベントを開催し、「大連市傑出貢献高技能人材」及び「大連市技術達人」を選出し、奨励金を与える。</p> <p>(二) 企業のために特別な貢献をした高技能人材に対して、持株とオプションによるインセンティブを実施し、貢献により成果転化の収益から一定の比率をもって特別奨励とする。</p> <p>市級必要の技能人材の招聘</p> <p>企業に「大連市希少職業（職種）目録」により採用され、また企業と1年以上の労働契約を締結し、法定の定年となる年齢まで15年を下回らない、かつ四級（含み）以上の国家職業資格を持っている技能人材が企業の所在地に戸籍を転入することができる。</p>	<p>(一) 国に定めた国際ハイレベル帰国留学生を重点的に募集・育成する。現代的生産性サービス業、先進設備製造業に従事するハイレベル人材、企業の経営管理に従事するハイレベル人材等。</p> <p>(二) 毎年、市の重点産業、業界、部門からハイレベル人材を選定し、大連市のリーダ的人材として、リーダ人材プロジェクトを支援する。</p> <p>(三) 国内外の国家科学技術研究院（所）、エンジニアリング技術研究センター、重点ラボラトリー等のハイレベル研究開発機構が大連で拠点を設立するのを支援する。</p> <p>(四) 企業事業機関が国内のハイレベル専門職を兼職、プロジェクト開拓、技術指導等の方式で柔軟的に呼び寄せることを奨励する。</p> <p>(五) 海外帰国留学生が大連で起業・就職できるように、海外帰国留学生のための職業斡旋所を設立したり、特別面接会等の方式で積極的に呼び込む。</p> <p>(六) 各種企業事業機関が積極的に海外の専門家や知識を導入することを奨励し、重点産業の発展を推進する創出型プロジェクト又は技術の導入に対し、市の特定資金が重点的に支援する。</p> <p>(七) 企業の持つ知識を技術開発投資として、また、ハイレベル人材の導入と育成への投入を企業の経営コストとすることを認める。</p>	<p>(一) 各企業が関連規定を満たす高級人材を採用する場合、居住地又は勤務地へ戸籍を転入することができ、配偶者及び未婚の子女を帯同できる。</p> <p>(二) 本市の各企業と1年間以上の労働契約を締結し、社会保険を納付し、また関連規定を満たす招聘人材は居住地又は勤務地で戸籍の転入を申請でき、配偶者及び未婚の子女を帯同できる。</p> <p>(三) 当市の企業に「大連市希少職業（職種）目録」により採用され、企業と1年間以上の労働契約を締結し、また4級の国家職業資格を持っており、かつ社会保険を1年以上納付し、法定の定年となる年齢まで15年以上ある技能人材は居住地又は勤務地で戸籍の転入を申請でき、配偶者及び未婚子女を帯同できる。</p> <p>(四) 市の新区の各種企業と1年間以上の労働（招聘）契約を締結し、また社会保険を納付し、かつ全日制普通中等専科学校の学歴を持ち、法定の定年となる年齢まで15年以上ある招聘人材は新区の居住地又は勤務地で戸籍の転入を申請できる。</p>
適用対象	内資・外資企業は本政策が適用される。	ソフトウェア業界の内資・外資企業は本政策が適用される。	内資・外資企業は本政策が適用される。	内資・外資企業は本政策が適用される。	内資・外資企業は本政策が適用される。